

## 久保田福祉会役員等の旅費及び費用弁償支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、久保田福祉会の評議員、評議員選任・解任委員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の旅費及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (旅費)

第2条 役員等が、理事長の命により出張したときは、旅費を支給する。

#### (旅費の支給方法及び額)

第3条 前条に基づく支給方法は、久保田保育園旅費規定の例によるものとし、その額は保育園長の受ける旅費に相当する額とする。

### (費用弁償)

第4条 役員等が、理事長の要請に応じて評議員会、評議員選任・解任委員会、理事会、役員会、監査、研修等に出席・参加したとき、また理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたったときは費用弁償を支給する。

#### (費用弁償の支給額)

第5条 前条に基づく支給額は次のとおりとする。

評議員	日額	3,000円
評議員選任・解任委員	日額	3,000円
理事長及び理事	日額	3,000円
監事	日額	3,000円

### 附則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 久保田福祉会役員に対する費用弁償支給規程は廃止する。

附則 この規程は、平成29年3月24日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附則 この規則は、令和2年4月1日より施行する。